

令和5年度 第1回

東大阪市自立支援協議会全体会

資料集

運営規約の改定について	P 1
障害福祉計画等について	P 6
発達障害に関する委託内容の見直し	P 16
運営委員会	P 18
委託相談連絡会	P 19
ケア連絡会	P 20
当事者中心の会	P 21
専門会議②③④	P 22
地域生活移行プロジェクト会議	P 25

令和5年7月6日（木）

東大阪市自立支援協議会運営規約

(趣旨)

第1条 この規約は、東大阪市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（平成18年東大阪市条例第2号）、東大阪市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年東大阪市規則第46号）その他別に定めがあるもののほか、東大阪市自立支援協議会（以下「協議会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 福祉サービス利用に係る相談支援事業の中立・公平性の確保に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関する協議、調整に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議に関すること。
- (4) 障害福祉計画の推進状況の点検及び進行管理
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は別表1に掲げる者をもって組織する。

- 2 本協議会に助言をする者としてオブザーバーを置くことができる。

(ケア連絡会)

第4条 必要に応じて広域的な連絡調整を必要とする事例について、新たな資源の検討・開発を目的としたケア連絡会を設置することができる。

- 2 ケア連絡会は、基幹相談支援センター、委託相談支援センター、福祉部障害者支援室、健康部保健所健康づくり課の担当者をもって組織する。

(地域別会議)

第5条 個別の事例への対応のあり方に関する協議、調整を行うために、協議会に地域別会議を置くことができる。

- 2 地域別会議は、委託相談支援センターが召集し、地域の実情に応じて開催したうえで、取り上げられた課題等についてケア連絡会に提出する。

(運営委員会)

第6条 ケア連絡会に提出された地域別会議等の課題を協議するため、協議会に運営委員会を置くことができる。

- 2 運営委員会の委員は、別表2に掲げる機関等の実務担当者をもって組織する。

(専門会議)

第7条 継続した協議、調整を必要とする課題については専門会議を置くことができる。

- 2 専門会議は、個別の課題について関わる関係機関の担当者をもって組織し、協議会の承認を得て設置し、協議会にその活動内容を報告し承認を得ることとする。
- 3 専門会議の長は、会議の内容を事務局に報告する。

(関係者の出席)

第8条 協議会、ケア連絡会、地域別会議、運営委員会及び専門会議（以下「協議会等」

という。)は、その所掌事業の遂行に必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(障害福祉計画策定等会議への出席)

第9条 協議会の会長は、その指名する委員に障害福祉計画策定等の会議への出席を求めることができる。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、基幹相談支援センターにおいて処理する。

なお、事務局長は基幹相談支援センターの代表が務める。

(守秘義務)

第11条 協議会等の委員は、会議等で知り得た個人の情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

相談支援事業者の代表

指定障害福祉サービス事業者の代表

東大阪障害児者福祉施設連絡会の代表

東大阪市障がい児通所支援施設事業所連絡会の代表

高齢介護等の関係機関の代表

中河内地域若者サポートステーションの代表

障害当事者又はその家族のうち市長が定める者

当事者中心の会代表

地域ケアに関する学識経験者

障害者を雇用している企業の代表

布施公共職業安定所業務部長

大阪府立東大阪支援学校長

大阪府立交野支援学校四條畷校 准校長

大阪府立たまがわ高等支援学校長

大阪府立生野支援学校長

社会福祉法人東大阪市社会福祉事業団の代表

社会福祉法人東大阪市社会福祉協議会事務局長

東大阪市副市長

東大阪市都市魅力産業スポーツ部長

東大阪市福祉部長

東大阪市子どもすこやか部長

東大阪市健康部長

東大阪市教育委員会学校教育部長

オブザーバー

大阪府こころの健康総合センターの代表

大阪府東大阪子ども家庭センターの代表

別表2（第6条第2項関係）

東大阪市立障害児者支援センター
相談支援事業者（委託事業を受けている者）
指定障害福祉サービス事業者
東大阪障害児者福祉施設連絡会
東大阪市障がい児通所支援施設事業所連絡会
高齢介護等の関係機関
中河内地域若者サポートステーション
布施公共職業安定所(障害者雇用担当)
東大阪市障害者就業・生活支援センター
東大阪市就労支援ネットワーク連絡会
大阪府障がい者自立相談支援センター
大阪府東大阪子ども家庭センター
大阪府こころの健康総合センター
大阪府立東大阪支援学校(進路担当)
大阪府立たまがわ高等支援学校(進路担当)
大阪府立交野支援学校四條畷校(進路担当)
大阪府立生野支援学校(進路担当)
社会福祉法人東大阪市社会福祉協議会
東大阪市都市魅力産業スポーツ部労働雇用政策室
東大阪市福祉部障害者支援室障害施策推進課
東大阪市福祉部障害者支援室障害福祉認定給付課
東大阪市福祉部障害者支援室障害児サービス課
東大阪市生活支援部東福祉事務所
東大阪市生活支援部中福祉事務所
東大阪市生活支援部西福祉事務所
東大阪市子どもすこやか部子ども見守り相談センター地域支援課
東大阪市健康部保健所健康づくり課
東大阪市健康部保健所東保健センター
東大阪市健康部保健所中保健センター
東大阪市健康部保健所西保健センター
東大阪市教育委員会学校教育部学校教育推進室
東大阪市教育委員会学校教育部教育センター

令和5年度東大阪市自立支援協議会

自立支援協議会 全体会(年2回)

- ・運営委員会での議論、課題の報告
- ・市全体としての課題解決に向けた議論、助言、連携の強化
- ・市の障害施策に関する方向性の検討

- (構成委員)各機関の代表者・公募委員
- ・基幹・委託相談・事業所連絡会・施設連絡会
 - ・障がい児通所事業所連絡会・高齢介護関係機関
 - ・若者サポートステーション・障害者雇用企業
 - ・障害当事者・家族・学識経験者
 - ・公共職業安定所・各支援学校
 - ・社会福祉事業団・社会福祉協議会
 - ・東大阪市・オブザーバー

運営委員会 (年6回)

- ・地域課題の共有、課題の提案、優先順位付け
- ・課題解決に向けた議論
- ・集中的に議論する専門的な会議設置の判断
- ・専門会議の課題および参加者の選定
- ・専門会議の報告・進捗管理

- (構成委員)各機関の実務担当者
- ・基幹・委託相談・事業所連絡会・施設連絡会
 - ・障がい児通所事業所連絡会・高齢介護機関
 - ・就労支援ネットワーク・公共職業安定所
 - ・各支援学校(進路担当)・社会福祉協議会
 - ・東大阪市(労働・教育・こども・保健・福祉)

運営委員
は必ず参加

検討結果
の報告

専門会議

地域課題について解決策
を検討

- ・会議の参加者
テーマごとに運営委員の中から参加者と進行役を選定
テーマに精通した者を外部委員として招集
- ・課題ごとに一定の期限を設けて結論を出す⇒次の課題へ

障害児者が普通に
暮らせる地域づくり

ケア連絡会

相談支援NW

当事者中心の会

各種会議・個別事例
等

地域別会議

当事者ニーズ
の把握

地域移行入口会議

- ・地域移行に向けて対象者を抽出
入所施設との連携を実施

地域生活移行PT

- ・重度障害者の地域生活に必要な
支援について関係者で協議

事務局会議 (毎月開催)

- ・自立支援協議会の開催の調整
- ・当事者のニーズや個別支援で充足されない問題
について権利擁護の視点から地域課題を抽出
(重要度・緊急度・実現可能性・取組効果などから
総合的に判断)

- (事務局)
- 障害者支援室
 - 基幹相談支援センター
 - 委託相談支援センター

項目		国の基本指針	第7期障がい福祉計画の大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）
福祉施設の入所者の地域生活への移行	地域生活移行者数	<p><目標> 令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。</p>	<p><大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）> 国の基本指針の趣旨を踏まえ、令和8年度末時点で令和4年度末の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行することを基本として、各市町村において目標設定すること。</p> <p>目標値の設定について 次期計画の国基準は、直近の実績から推計した地域移行率4.1%に計画期間中の体制整備等の取組みとして、1.9%を上乗せして成果目標を6%以上と設定している。</p> <p>大阪府では、直近の実績から地域移行者数を推計した場合、第7期障害福祉計画中の地域移行者数は438人、地域移行率は9.4%となるが、地域移行者数には、日中活動を主に自立訓練を利用している者が多く含まれており、自立訓練を除くと地域移行者数の見込みは171人、地域移行率は3.8%となる。これまで成果目標の設定にあたり、入所期間が有期限の自立訓練とそれ以外の施設を考慮していなかったが、日中活動を主に生活介護を利用している重度障がい者の地域移行が鈍化している状況を鑑み、次期計画ではこれに着目し、成果目標を設定することとした。</p> <p>具体的には、自立訓練を除く地域移行率の3.8%に国基準と同様に計画期間中の体制整備として、大阪府障がい者自立支援協議会から提言を踏まえた取組みを加味し、2.2%を上乗せして6%以上と設定した。</p> <p>今後、地域移行者数の成果目標については、自立訓練とそれ以外の施設からの地域移行者数をそれぞれ示し、進捗管理（PDCA）を行っていく。</p> <p>各市町村においては、施設入所者の状況把握に努めるとともに、地域移行にかかる課題に対して必要な取組みを進めること。</p>
		<p><考え方> 令和元年度末から令和3年度末の地域生活移行者の水準を踏まえ、令和4年度末の施設入所者と比較した令和8年度末時点での割合を設定。 令和5年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和8年度末における目標値に加えた割合以上を目標値とする。</p>	

項目		国の基本指針	第7期障がい福祉計画の大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）
福祉施設の入所者の地域生活への移行	施設入所者の削減数	<p><目標> 令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数を5%以上削減することを基本とする。</p>	<p><大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）> 国基準と異なる目標設定であるが、障がい者を支援する家族等の介護者の高齢化や当事者の重度化に伴い、地域全体で障がい者を支える仕組みを構築するため、地域生活を支える相談支援及び意思決定支援の充実やグループホーム等のサービス提供基盤の拡充等に加えて、今後、障がい者支援施設が、地域の貴重な資源として、障がい者の地域生活への移行に向けた集中支援機能や地域で暮らす障がい者や家族の心身状況の急変その他突発的な事情により、緊急に支援が必要な場合の地域支援機能等を担うことを鑑み、その機能を十分に発揮していくために必要な施設入所支援サービスの利用を踏まえ、令和8年度末時点で令和4年度末の施設入所者数の1.7%以上削減することを基本として、各市町村において目標値を設定すること。</p> <p>目標値の設定について 次期計画の国基準では、直近の施設入所者数の削減を踏まえ、第6期障害福祉計画の最終年の令和5年度末までの削減率2.5%に計画期間中の地域移行の取組みと老朽化等による施設の改築時に定員を見直しに合わせて、グループホームやショートステイの整備を推進していくことを踏まえ、成果目標を5%以上と設定している。</p> <p>大阪府では、直近の実績から施設入所者の削減数を推計した場合、第7期障害福祉計画中の削減数は165人、削減率は3.6%となるが、大阪府障がい者自立支援協議会からの提言をもとに、今後、障がい者支援施設が、「集中支援機能」、「緊急時生活支援機能」を担い、障がい者やその家族等の地域生活の継続のための役割を果たしていくことを踏まえると、有期限等の施設利用も含め、一定の施設入所サービスの利用が見込まれる。</p> <p>このため、今後一定の入所枠として、各施設1名の86人分を確保していくことを目指し、次期計画中の削減数を79人、削減率を1.7%と設定した。</p> <p>各市町村においては、基幹相談支援センターをはじめ、相談支援機関や障がい者支援施設等と連携し、施設入所者の地域移行を進めるとともに、入所希望者等に対して、地域生活の継続や地域移行を前提とした施設入所支援の利用の働きかけや必要な支援を自立支援協議会等において検討するなど、障がい者やその家族が住み慣れた地域で生活し続けられるよう、支援体制の構築を進めること。</p>
		<p><考え方> 令和元年度から令和3年度の施設入所者数削減の状況を踏まえ、令和4年度末の施設入所者数と比較した令和8年度末時点での割合を設定。 令和5年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和8年度末における目標値に加えた割合以上を目標値とする。</p>	

項目		国の基本指針	第7期障がい福祉計画の大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数	<p><目標> 令和8年度における精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本とする。</p>	<p><大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）> 国の基本指針の趣旨を踏まえ、令和8年度における精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数を325.3日以上とする。</p> <p>目標値の設定について 国が算出した値（令和3年度「良質かつ適切な精神医療の提供の指標に関する研究」）からの報告 NDB データ）では、平成30年度の大阪府の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数は325.1日であることから、国の目標設定に準じることとした。</p>
		<p><考え方> 地域の精神保健医療福祉体制の基盤を整備することによって、1年以上長期入院患者のうち一定数は地域生活への移行が可能になることから当該整備状況を評価する指標として目標値を設定する。 平成30年度に、上位10%の都道府県が達成している精神病床からの退院者退院後1年以内の地域における平均生活日数を成果目標とする。</p>	

項目		国の基本指針	第7期障がい福祉計画の大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）	<p><目標> 令和8年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）を設定する。</p>	<p><大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）> 国基準と異なる目標設定であるが、令和8年6月末時点での精神病床における1年以上の長期入院患者数を8,193人とし、各市町村においては、この目標値を1年以上の長期入院患者数で按分した数値を下限に目標設定すること。65歳以上と65歳未満の区別は設けない。</p> <p>目標値の設定について 大阪府においては、従前より積極的に退院促進を図ってきた結果、現状では様々な理由により簡単には退院することが難しい方が多く残られている状況となっている。また、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、令和元年から令和3年の長期入院患者の減少率が停滞しており、大阪府は国基準通り政策効果による減少を大きく想定することが困難な状況である。 そこで、1年以上の長期入院患者数の減少率に着目し、目標値を設定することとした。新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた令和2年度より以前の5年間の長期入院患者の減少率（平成27年 9,906人→令和元年 9,113人減少率の年平均2.0%。）を用いて、令和3年の実績から令和5年の長期入院患者数を8,704人と想定。さらに、令和5年想定値から令和8年の長期入院患者数を8,193人と算出した。なお、大阪府においては年齢に関係なく退院促進の取組みを進めていることから年齢区分は設定しないこととした。</p>
		<p><考え方> 地域の精神保健医療福祉体制の基盤を整備することによって、1年以上長期入院患者のうち一定数は地域生活への移行が可能となることから、国が提示する推計式を用いて目標値を設定する。</p>	

項目	国の基本指針	第7期障がい福祉計画の大阪府の成果目標と考え方（案）
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築</p>	<p><目標> 令和8年度における入院後3か月時点の退院率を68.9%以上、入院後6ヶ月時点の退院率を84.5%以上、入院後1年時点の退院率を91.0%以上とすることを基本とする。</p> <p><考え方> 地域における保健、医療、福祉の連携体制が強化されることによって、早期退院が可能になることを踏まえて、入院中の精神障がい者の退院に関する目標値を設定する。 平成30年度に、上位10%の都道府県が達成している早期退院率以上を成果目標とする。</p>	<p><大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）> 国の基本指針の趣旨を踏まえ、令和8年度の精神病床における退院率を3ヶ月時点68.9%以上、6ヶ月時点84.5%以上、12ヶ月時点91.0%以上とする。</p> <p>目標値の設定について 国が算出した値（令和3年度「良質かつ適切な精神医療の提供の指標に関する研究」からの報告NDBデータ）では、平成30年度大阪府の精神病床における退院率は3ヶ月時点65.3%、6ヶ月時点82.3%、12ヶ月時点89.3%であるため、国の目標設定に準拠することとした。</p>

項目	国の基本指針	第7期障がい福祉計画の大阪府の成果目標と考え方（案）
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">地域生活支援の充実</p>	<p><目標> 令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、<u>その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。【新規】</u></p> <p><考え方> 障がい者の地域生活への移行の支援及び地域生活支援の充実を図るため、各地域で地域生活支援拠点等の整備を進めることが必要。また、コーディネーターや地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークによる地域の支援ニーズの把握、社会資源の活用、関係機関の連携等を進め、効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制を構築するなどにより、その機能強化を図ることが必要。さらに、地域のニーズを踏まえた必要な機能が備わっているか、PDCAサイクルを通じて改善を図っていくことが必要であることから目標を設定。</p>	<p><大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）> 国の基本指針の趣旨を踏まえ、令和8年度末までの間、各市町村（複数市町村による共同整備も含む）において地域生活支援拠点等の機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。</p> <p>目標値の設定について 未整備の市町村については、第6期障がい福祉計画期間中（令和5年度末まで）に整備することとし、拠点等の整備後は、コーディネーターや拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者の配置や支援ネットワークによる地域の支援ニーズの把握、社会資源の活用、関係機関の連携等を進め、効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制を構築するなどにより、その機能強化を図っていく。また、支援困難事例等のノウハウ蓄積・活用を行いながら、PDCAサイクルの視点で機能の改善を図っていく。 なお、府として市町村の検証、検討状況をとりまとめ、市町村担当者会議等で情報の共有を行う。</p>

項目	国の基本指針	第7期障がい福祉計画の大阪府の成果目標と考え方（案）
地域生活支援の充実	<p><目標> 令和8年度末までに、強度行動障害を有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。【新規】</p> <p><考え方> 強度行動障がい者有する者の支援体制の充実を図るためには、支援ニーズの把握を行い、ニーズに基づく支援体制の整備を図ることが必要であることから目標を設定。</p>	<p><大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）> 国の基本指針の趣旨を踏まえ、令和8年度末までに強度行動障がい者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めるため、下記の目標を設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各市町村又は圏域において、強度行動障がい者の実状や求める支援サービス等に関する調査の実施 ・各圏域において、大阪府強度行動障がい地域連携モデル（令和4年3月）を参考とした取組を実施 <p>目標値の設定について</p> <p>強度行動障がい者は、その特性に適した環境調整や適切な支援が行われない場合には、行動上の課題が悪化するという実情を踏まえ、より早期の段階から適切な支援を継続的に提供する支援体制の整備を図る。</p>

項目	国の基本指針	第7期障がい福祉計画の大阪府の成果目標と考え方（案）														
福祉施設から一般就労への移行等	<p><目標> 令和8年度中に、就労移行支援事業所等を通じて、一般就労への移行者数を、令和3年度実績の1.28倍以上とすることを基本とする。 そのうち、就労移行支援、就労継続支援A型及びB型について、各事業の趣旨、目的、各地域における実態等を踏まえつつ、それぞれに係る移行者数の目標値を、令和8年度中に令和3年度実績の1.31倍以上、概ね1.29倍以上、概ね1.28倍以上とする。 また、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とすることを基本とする。【新規】</p> <p><考え方> 「一般就労への移行」における就労移行支援事業の取組をさらに進めるとともに、就労継続支援の取組も評価していくため、移行者数の目標値において、就労移行支援事業の目標を明確化するとともに、就労継続支援A型及びB型についても事業目的を踏まえつつ、目標を掲げる。令和5年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和8年度末における目標値に加えた割合以上を目標値とする。</p>	<p><成果目標に関する大阪府の基本的な考え方（案）> 国の基本指針を踏まえ、令和8年度中に、就労移行支援等を通じた一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.28倍以上とし、併せて、就労移行支援1.31倍以上、就労継続支援A型1.29倍以上、就労継続支援B型1.28倍以上とすることを大阪府の目標として設定する。 また、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を6割以上とする。</p> <p>目標値の設定について</p> <p>国の指針を踏まえ、次のとおり設定する。</p> <p>○ 就労移行支援等を通じた一般就労への移行者数</p> <table border="0"> <tr> <td>・就労移行支援等</td> <td>令和3年度実績：2,454人</td> <td>令和8年度目標値（1.28倍）：3,142人</td> </tr> <tr> <td>《内訳》・就労移行支援</td> <td>令和3年度実績：1,682人</td> <td>令和8年度目標値（1.31倍）：2,204人</td> </tr> <tr> <td>・就労継続支援A型</td> <td>令和3年度実績：440人</td> <td>令和8年度目標値（1.29倍）：568人</td> </tr> <tr> <td>・就労継続支援B型</td> <td>令和3年度実績：271人</td> <td>令和8年度目標値（1.28倍）：347人</td> </tr> </table> <p>府の実情を踏まえ、次のとおり設定する。</p> <p>○ 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合</p> <table border="0"> <tr> <td>令和3年度実績：5.7割</td> <td>令和8年度目標：6割</td> </tr> </table>	・就労移行支援等	令和3年度実績：2,454人	令和8年度目標値（1.28倍）：3,142人	《内訳》・就労移行支援	令和3年度実績：1,682人	令和8年度目標値（1.31倍）：2,204人	・就労継続支援A型	令和3年度実績：440人	令和8年度目標値（1.29倍）：568人	・就労継続支援B型	令和3年度実績：271人	令和8年度目標値（1.28倍）：347人	令和3年度実績：5.7割	令和8年度目標：6割
・就労移行支援等	令和3年度実績：2,454人	令和8年度目標値（1.28倍）：3,142人														
《内訳》・就労移行支援	令和3年度実績：1,682人	令和8年度目標値（1.31倍）：2,204人														
・就労継続支援A型	令和3年度実績：440人	令和8年度目標値（1.29倍）：568人														
・就労継続支援B型	令和3年度実績：271人	令和8年度目標値（1.28倍）：347人														
令和3年度実績：5.7割	令和8年度目標：6割															

項目	国の基本指針	第7期障がい福祉計画の大阪府の成果目標と考え方（案）
福祉施設から一般就労への移行等	<p>一般就労後の定着支援に関する目標について</p> <p><目標> 就労定着支援事業の利用者数については、令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上とすることを基本とする。【新規】 就労定着率については、令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とすることを基本とする。 また、都道府県等が地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進めることを基本とする。【新規】</p> <p><考え方> 就労定着支援事業の利用者数に関する目標については、現在の利用状況のほか、就労移行支援事業等から一般就労への移行を推進していることを踏まえ、その利用者数の増加を目標として設定。 障害者が一般就労に安定して定着するためには、職場、ジョブコーチ、就労定着支援、地域の関係機関等により必要な取組・支援が行われることが重要である。このため、就労定着率に関する目標については、就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率を参考として目標を設定。</p>	<p><大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）></p> <p>国の基本指針を踏まえ、就労定着支援事業の利用者数については、令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上とする。</p> <p>就労定着率については、令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とする。</p> <p>また、地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進めるよう、市町村へ働きかける。（全市町村に設置）</p> <p>目標値の設定について</p> <p>国の指針を踏まえ、次のとおり設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 就労定着支援事業の利用者数 令和3年度実績：1,263人（※） 令和8年度目標（1.41倍）：1,781人 ○ 就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合 令和3年度実績：1割4分（※） 令和8年度目標：2割5分 <p>※国保連データ（令和4年3月）より</p> <p>府の現状を踏まえ、次のとおり設定する。</p> <p>府内全市町村が、地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進める。</p>

項目	国の基本指針	第7期大阪府障がい福祉計画の大阪府の成果目標と考え方（案）
就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額	<p><目標> 国の基本指針には記載なし。</p> <p><考え方> 都道府県が工賃の向上に関する計画を作成した場合は、目標工賃等の概要について都道府県障がい福祉計画上に記載し、周知を図ることが適当である。</p>	<p><大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）></p> <p>大阪府の工賃の令和8年度の目標の設定については、令和3年度の各事業所の目標額と達成状況（実績額）を基に、大阪府自立支援協議会就労支援部会工賃向上計画の推進に関する専門委員会の意見を踏まえて設定する。各市町村においては、管内の就労継続支援B型事業所において設定した令和3年度の目標工賃を踏まえ、目標設定に協力すること。</p>

項目	国の基本指針	第7期障がい福祉計画の大阪府の成果目標と考え方（案）
<p>相談支援体制の充実強化等</p>	<p>＜目標＞ 令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。 ※基幹相談支援センターを設置するまでの間においても、各市町村において地域の相談支援体制の強化に努める。 <u>協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。【新規】</u></p> <p>＜考え方＞ 基幹相談支援センターについては、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的な相談支援に加えて、相談支援事業者に対する専門的な助言や研修などによる地域の相談支援体制の強化、協議会の中心的な役割を担うなど関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割についても期待される。 また、協議会については、地域の障害者の個別事例等を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域における障</p>	<p>＜大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）＞</p> <p>国の基本指針の趣旨を踏まえ、令和8年度末までに、基幹相談支援センターを全ての市町村において設置（複数市町村による共同設置含む）するとともに、基幹相談支援センターが関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担い、地域の相談支援体制の強化を図る体制を各市町村において確保する。</p> <p>また、令和8年度末までに、全ての市町村の協議会（複数市町村による共同設置含む）において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組がなされ、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。</p> <p>府としては、広域的な観点から、障がい者相談支援アドバイザーの派遣や市町村、基幹相談支援センター等を対象とした好事例の発信、情報交換会等を行うことで、市町村の取組を促進する。</p> <p><u>目標値の設定について</u></p> <p>障がい児者ニーズの多様化を踏まえ、きめ細やかで適切な支援のため、地域の実情に応じた関係機関の明確な役割分担と有機的な連携といった相談支援体制の充実・強化に向けた取組に対し支援を行う。</p>
	<p>被害者の支援体制の整備につなげていく取組を着実に進めていく重要な役割を担っているという観点から目標を設定。</p>	

項目		国の基本指針	第7期障がい福祉計画の大阪府の成果目標の考え方（案）
障がい福祉サービスの質を向上させるための取組に係る	障がい福祉サービスの質を向上させるための取組に係る体制の構築に関する目標について	<p><目標> 令和8年度末までに都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築する。</p>	<p><大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）></p> <p>国の基本指針の趣旨を踏まえ、報酬請求にかかるエラー修正等の事務を減らすことで、利用者への直接支援等の充実を図るとともに、指導監査等を適正に実施し、運営基準等の遵守を徹底させることにより、事業所等のサービスの質を向上させるため、府において下記の目標を設定する。（令和8年度末までに）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者自立支援審査支払システム等でエラーの多い項目等について集団指導等の場で注意喚起を行う。 ・「指定・指導業務に関する調整会議」を活用し、審査事務を担っている市町村と不正請求等の発見・防止策について検討する。 ・指定障がい福祉サービス事業者及び指定障がい児通所支援事業者等に対する指導監査を適正に実施し、「指定・指導業務に関する調整会議」において、府内の指定権限を有する市町村等と課題や対応策について協議する。 <p>市町村においては、不正請求の未然防止等の観点から報酬の審査体制の強化等の取り組み、指導権限を有する者との協力連携、適正な指導監査等の実施等について、目標設定すること。</p> <p>国の基本指針の趣旨を踏まえ、府において相談支援専門員やサービス管理責任者等について、地域のニーズを踏まえて計画的に養成するとともに意思決定支援に関する研修を推進することを目標とする。</p>
		<p><考え方> 利用者が真に必要な障害福祉サービス等を提供していくための取組として、第6期計画の指針において設定された指針については、都道府県等による更なる取組を促していくことが必要であり、引き続き、既存の成果目標を設定。</p>	

■ 第3期障がい児福祉計画 成果目標に関する大阪府の基本的な考え方（案）

項目		国の基本指針	第3期障がい児福祉計画の大阪府の成果目標と考え方（案）
障がい児支援の提供体制の整備等	重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実	<p><目標> 令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。（地域の実情により児童発達支援センターを未設置の市町村においては、障がい福祉主管部局等が中心となって、中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備すること）</p>	<p><大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）></p> <p>国の基本指針の趣旨を踏まえ、令和8年度末までに児童発達支援センターを各市町村又は圏域で少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。</p> <p>また、未設置の市町村においては、障がい福祉主管部局等が中心となって、中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備することとする。</p>
		<p><考え方> 障がい児支援の中核的な機関となる児童発達支援センターを設置している市町村の割合は、令和3年度末時点で42.3%であり、十分な状況とは言えないため、引き続き、全市町村における確保を目指す。児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため目標を設定。</p>	

項目		国の基本指針	第3期障がい児福祉計画の大阪府の成果目標と考え方（案）
障がい児支援の提供体制の整備等	重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実	<p><目標> 各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障がい児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。【新規】</p>	<p><大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）> 国の基本指針の趣旨を踏まえ、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障がい児通所支援事業所等が主体的に保育所等訪問支援を提供できるよう、令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築に努めること。</p>
		<p><考え方> 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する観点から、全ての市町村において、地域の障がい児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用した推進体制の構築を目指すこととして目標を設定。</p>	

項目		国の基本指針	第3期障がい児福祉計画の大阪府の成果目標と考え方（案）
障がい児支援の提供体制の整備等	難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築	<p><目標> 「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」を踏まえ、各都道府県は難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画を策定すること。【新規】 また、令和8年度末までに、各都道府県、また必要に応じて政令市において、難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保や、新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築を推進すること。【新規】</p>	<p><大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）> 難聴児の早期発見・早期支援を総合的に推進するための計画策定については、第5次大阪府障がい者計画（後期計画）（仮称）に位置づける。（目標としては設定しない。） また、国の基本指針の趣旨を踏まえ、福祉情報コミュニケーションセンターを中核支援拠点として、保健医療・福祉・教育等の関係機関との連携によりきこえない・きこえにくい子どもの相談支援など、難聴児に係る切れ目ない支援を推進する。 難聴児に関する関係機関の協議の場として大阪府障がい者施策推進協議会手話言語条例評価部会において、難聴児支援担当部局をはじめ、保健医療・福祉・教育等の関係機関が日常的な連携や情報交換を行う。部会の他、難聴児支援担当部局の連携の場である「大阪府言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関する条例」関連施策連携会議や、新生児聴覚検査関係機関連携会議などを活用し、新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制を構築する。</p>
		<p><考え方> 令和5年度までに難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保できない見込みの都道府県がある。また、新生児聴覚検査から療育につなげるなど、中核的機能を有する体制の有機的な活用が望まれることから目標を設定。</p>	

項目		国の基本指針	第3期障がい児福祉計画の大阪府の成果目標と考え方（案）
障がい児支援の提供体制の整備等	主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	<p><目標> 令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。</p>	<p><大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）> 国の基本指針の趣旨を踏まえ、令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。なお、市町村が目標値を設定する際には、大阪府が示す目標値を参考に設定すること。ただし、府が示す参考値以上の事業所がすでに設置されている場合には、それ以上の事業所数を設定すること。</p>
		<p><考え方> 令和3年度末時点で、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1以上確保している市町村の割合は、それぞれ36.1%と39.0%であり、着実に進んでいるものの十分とは言えないため、引き続き全市町村における1カ所以上の確保を目指す。</p>	

項目		国の基本指針	第3期障がい児福祉計画の大阪府の成果目標と考え方（案）
障がい児支援の提供体制の整備等	医療的ケア児支援センターの設置、医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの設置	<p><目標> 令和8年度末までに、各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置すること【新規】、各都道府県、各圏域又は各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上で、圏域での設置であっても差し支えない。</p>	<p><大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）> 国の基本指針の趣旨を踏まえ、大阪府医療的ケア児支援センターを設置するとともに、医療的ケア児等コーディネーターを1名以上配置し、医療的ケア児等の支援の総合調整を行う。府の協議の場にも、市町村支援につながるよう、少なくとも1名を参画させる。 国の基本指針の趣旨を踏まえ、令和8年度末までに、医療的ケアを要する重症心身障がい児者等に関する関係機関の協議の場を、府、各圏域、各市町村で設置することを基本とする。また、設置済みの市町村においては、心身状況に応じた保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の各関連分野の支援を受けることができるよう協議の場を活性化すること。 また、令和8年度末までに、医療的ケア児等コーディネーターについて、福祉関係、医療関係各1名以上、地域の実情に応じて市町村に配置することを基本とする。</p>
		<p><考え方> 医療的ケア児支援のための協議の場については、設置率が増加傾向にあるが、加えて総合的な支援体制の構築のため都道府県は医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の支援を総合調整する医療的ケア児等コーディネーターを配置することを新たに成果目標へ盛り込む。</p>	

項目		国の基本指針	第3期障がい児福祉計画の大阪府の成果目標と考え方（案）
障がい児支援の提供体制の整備等	障がい児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整の協議の場の設置	<p><目標> 障がい児入所施設に入所している児童が18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるように、令和八年度末までに各都道府県及び各政令市において、移行調整に係る協議の場を設置することを基本とする。<u>【新規】</u></p>	<p><大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）></p> <p>国の基本指針の趣旨を踏まえ、大阪府においては、子ども家庭センターが移行調整の責任主体となり、当該児童が15歳に到達した時、遅滞なく、市町村、障がい児入所施設等の関係者と連携し、移行調整を協議する「協議の場」を設け、円滑な移行調整を進める。</p> <p>また、政令市においては、関係機関と連携し、移行調整の責任主体として協議の場を設けて移行調整を進めていけるように目標を設定すること。</p>
		<p><考え方> 都道府県及び政令市は支援に携わる市町村、児童相談所、障がい児入所施設、相談支援事業所等の関係機関と連携し、移行調整の責任主体として協議の場を設けて移行調整を進めていけるように目標を設定。</p>	

発達障害相談支援事業にかかる委託業務内容の変更について

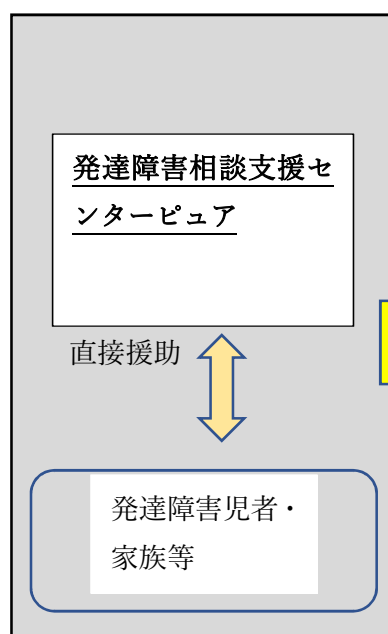
発達障害相談支援事業とは 発達障害児者やその家族、支援機関からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を行う事業であり、市では現在 NPO 法人発達障害サポートセンターピュアに事業委託を行っている。

発達障害児者に関わる相談等の対応件数が増加しており、市内のどの地域においても対応が可能となるよう、専門知識を持った人材や受け皿となる事業所を増やしていく必要がある。

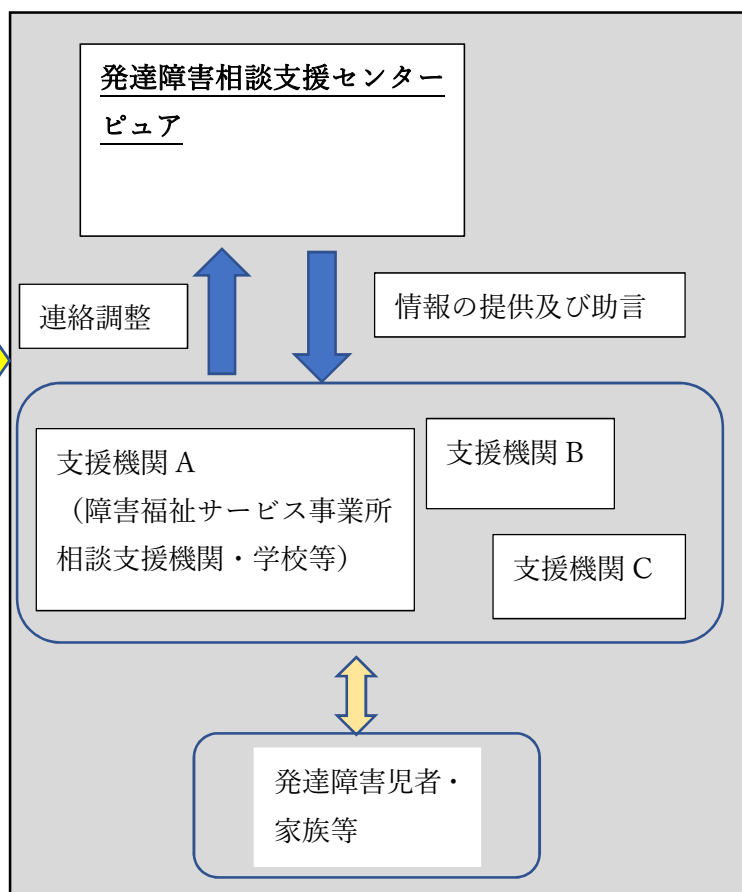
⇒委託業務の中心を発達障害児者に対する個別支援から、専門人材の育成に移行。

変更イメージ

【今まで】当事者への直接支援



【これから】事業所・支援機関への後方支援



●上記の早期実現のため、各種施設の従事者等が発達障害者等の支援に必要な知識や技術を学ぶための講習等を実施（別紙参照）

発達障害についての勉強会(全5回)

日々の支援の中で、気になっていること、困っていることはありませんか？
発達障害の方々への支援のポイントについて、連続研修を開催いたします。
単発での参加も可能です。皆様のご参加、お待ちしております。

第1回 8月9日(水) 申し込み〆切:7月26日(水)
「発達障害の方の見え方、聞こえ方、感じ方とは？」
～疑似体験をとおして～



第2回 9月6日(水) 申し込み〆切:8月23日(水)
「自立に向けてのコミュニケーションの支援①」
～自律して行動できるように「理解」～

第3回 10月25日(水) 申し込み〆切:10月11日(水)
「自立に向けてのコミュニケーションの支援②」
～自発的に思いを伝えられるように「表出」～



第4回 12月20日(水) 申し込み〆切:12月6日(水)
「困った行動への対応」
～具体的な事例をとおして～

第5回 2月28日(水) 申し込み〆切:2月14日(水)
「性のことについての支援」
～どんなふうに伝えたらいい？～



場所 東大阪市立市民多目的センター大会議室1(3F)

時間 14:30～
16:30

定員 各回 50名程度

※定員いっぱいになりましたら、こちらからメールをいたします。



申し込み・お問い合わせは
QRコードからお願いします。



※キャンセルは、下記のメールからお願いします。

pure.consultation@shien-pure.com



NPO 法人 発達障害サポートセンターピュア

〒577-0034 東大阪市御厨南2-6-22 TEL:06-6781-1197 HP:<http://pure-higashiosaka.com/>

東大阪市自立支援協議会 活動報告書

部会等名称【 運営委員会 】

報告者（ 児玉 祐子 ）

参画機関・開催予定等

参画機関：東大阪市自立支援協議会運営規約 別表2（第6条第2項関係）に掲げる機関等

運営委員会：第1回 5月25日開催 年間5回開催予定

事務局会議：4月12日・5月11日・6月8日・7月3日開催 年間12回開催予定

今年度の取組計画・目標等

- ・モデル事業「地域生活移行プロジェクト」は今年度も継続。
- ・専門会議①「重度障害児者のサービス利用実態と社会資源の確保について」は積み残し課題があり、事務局会議にて継続協議をする。
- ・専門会議②「教育と福祉の連携のシステム化において」は一旦終了。連携の進捗は、今後運営委員会にて確認する。
- ・専門会議③「住宅改造助成事業の対象拡大について」は、対象者の拡大を準備ができ次第、実施。
- ・専門会議④「障害者の就労について」は、まずは実態調査を進めていく。
- ・ケア連絡会をはじめ、各地域の連絡会や委員会と連携をとり、地域課題の抽出につとめ、専門会議を設置し、解決に取り組んでいく。

課題について

- ・専門会議が終了していく中で、積み残し課題の扱いや、成果物はその後、周知されているか、利用されているか等、進捗確認は運営委員会で実施すべきものとする。過去の反省も踏まえ、そのあたりは丁寧にしていきたい。
- ・運営委員会のさらなる活性化を考えているが、人数の多い会議となっているので、議論するのは難しい場となっている。情報共有が主となっているので、できるだけ多くの情報を持ってきていただき、地域の現状や課題認識を共有したい。

協議会（全体会）の場で委員に聞きたい内容

東大阪市自立支援協議会 活動報告書

部会等名称【 委託相談支援連絡会 】

報告者（ ひびき 比名 陽子 ）

参画機関・開催予定等

参加機関：各委託相談（よりそいの丘、ルーチェ、わくわく、ぱあとなあ、つむぎ、
アーバンサポート新喜多、ひびき）
基幹相談、障害者支援室・施策推進室

開催予定：偶数月の第3月曜日

今年度の取組計画・目標等

昨年度、委託相談のプロポーザルが行われ、4月から新たに中学校区割での相談体制がスタートしている。地区割変更等による引継ぎは大きな混乱はなく、徐々に行っているところである。新たに加わった、法人もあることから、今年度委託相談連絡会では、ケース検討も開催し、ケース対応や委託相談の役割について、共通認識を持ちながら支援の方法についても意見交換する場を作りたいと考えている。また新たに毎月の実績記録をとりながら、委託相談の現状も明らかにし、東大阪市の相談支援体制への課題についても話し合っていきたい。

課題について

委託相談の地区担当制が始まってから、精神障害を持つ方々の相談の割合は高い。虐待等の危機介入が必要なケースも精神疾患を伴っていることが多く、発達や知的等が重複するケースも多い。精神保健に特化した法人が委託相談からいなくなり、他の精神保健分野の機関との連携が日常的に求められている。

協議会（全体会）の場で委員に聞きたい内容

東大阪市自立支援協議会 活動報告書

部会等名称【 ケア連絡会 】

報告者（ 八尾 有里子）

参画機関・開催予定等

参加機関

- **ケア連絡会**

基幹相談支援C、委託相談支援Cよりそいの丘、あいん、ぱあとなあ、わくわく、つむぎ、マーレ、ひびき（計7カ所）、委託発達障害相談支援Cーピュア、障がい児通所支援施設連絡会児童相談支援部会、施策推進課、障害児サービス課、健康づくり課（合計13～15名）等、年6回開催

- **ケア連絡会 西、中、東地域別会議**

地域担当の委託相談（西3委託，中2委託，東2委託）が企画・運営。基幹相談のバックアップあり。

参加者は地域の指定特定相談支援、地域包括、CSW、福祉事務所委等が参加。各地域で毎月または2ヵ月に1回程度の頻度で開催。参加人数は10名未満～25名前後。また、「西・中・東合同地域別会議」を各地域の持ち回りで年3回開催し、各地域の関係機関が40名以上参加。

- **ケア連絡会 相談支援NW**

ケア連絡会メンバー（行政除く）、東大阪市指定特定相談支援事業所（対象68所）＋他市指定特定相談支援事業所（東大阪市内のサ計作成事業所）、就業・生活支援センターJ-WAT等を対象とし、年3回開催。

令和5年度の第1回は6月14日（水）に開催。39事業所48名が参加。

今年度の取組計画・目標等

- **ケア連絡会**

各地域で開催されている地域別会議、児童相談部会、委託発達障害相談センター等からの報告を共有、整理を行い相談支援NWの企画・運営を行う。

- **ケア連絡会 西、中、東地域別会議**

地域特性を生かした会議の開催と地域ネットワークの構築。

- **ケア連絡会 相談支援NW**

相談支援専門員としてのスキルアップ、情報共有、つながりを軸にした相談支援ネットワークの構築と地域課題の抽出。

課題について

- **ケア連絡会 相談支援NW**

参加事業所の拡大

相談支援専門員が抱える複合多問題へのサポート

障害特性に応じた適切な支援のあり方

協議会（全体会）の場で委員に聞きたい内容

障害者の高齢化や障害福祉サービスで充足できない世帯間の問題など、相談支援のみで抱えきれない複合的な問題が年々増加している傾向にあります。地域ネットワークの構築は障害福祉分野のみで成立しないと思うのですが児童や高齢分野は障害福祉との連携をどのように考えておられるでしょうか？

東大阪市自立支援協議会 活動報告書

部会等名称【 当事者中心の会 】

報告者（ 地村貴士 ）

参画機関・開催予定等

参加機関 当事者メンバー、委託相談（つむぎ、あいん、ぱあとなあ）、基幹相談レピラ、施策推進課
開催状況 4/24、5/29、6/20、7/25、8月以降の会議開催日は未定
8/31「車座ワークショップ・オンライン」（下半期にもう一度開催予定）

今年度の取組計画・目標等

- 通常会議を年10回程度開催予定です。（会場とオンラインのハイブリッド開催）
- ①「車座ワークショップ」の開催（年2回）⇒第12回「車座ワークショップ」オンラインの開催予定（8/31）
- ②「障害福祉計画」への意見提起⇒第7期計画策定に向け意見提起していく（10月ごろ）。
- ③「障害者が働くことへの取り組み」⇒重度障害者就労支援事業（R5年度スタート）の動向について
「スクラムオフィス」の取り組み、新たな専門会議（就労）への参加
- ④「防災関連の取り組み」⇒「災害時個別避難作成事業」「運営マニュアル」「避難所バリアフリー調査」
- ⑤「バリアフリーにしていくための取り組み」⇒「ドリーム21プラネタリウム見学」「当事者交流企画」

課題について

■車座ワークショップ「ちょっと聞いてよ私の障害（困りごと）」

上半期開催の車座ワークショップのテーマは「選挙」への参加について考えます。
投票所のバリアフリーや投票における合理的配慮について、他の自治体の取り組みについても学び、
東大阪市選挙管理委員会の方とも意見交換し、誰もが政治への参加が保障されるよう考えていきます。

■「防災の取り組み」

災害時に安心して避難や生活するためには、いくつもの課題が残っています。
「避難所運営マニュアル」を検証していくこと。
「災害時個別避難計画作成事業」の進捗状況を確認し、事業を形にしていくこと。
「地域の防災訓練への当事者参加」や「全ての避難所のバリアフリーチェック」
など、地域住民や事業所や行政の方々とも意見交換し、取り組んでいきたいと思います。

■「障がい者が働くことへの取り組み」

- ・R5年度より、「重度障害者就労支援事業」が新規事業としてスタートします。
通勤支援や職場介助など、重度障害者の方々の就労の機会が増えるよう、考えていきたいと思います。
- ・R3年度よりスタートした「スクラムオフィス」で働く知的・精神の方々3年目を迎え、
一般就労へ移行していく1年となりますので、どのように一般就労へ進んでいくのかも気になります。

協議会（全体会）の場で委員に聞きたい内容

東大阪市自立支援協議会 活動報告書

部会等名称【 専門会議 ② 】

報告者（ 中西委員 ）

参画機関・開催日時等

(株) ノーサイド 中西 (進行役)

基幹相談・委託相談・障害施策推進課・障害児サービス課・地域支援課 (子ども見守りセンター)・障害児通所支援事業所連絡会・発達障害支援センターピュア・学校教育推進室・教育センター・府立支援学校

4/24 6/23

今年度の取組実績等

「教育と福祉の連携のシステム構築」

教育と福祉の狭間でこぼれ落ち、支援の手が届きにくいケースについて、学校と福祉の双方が連携を必要とする際の具体的な方法が確立されておらず、担当者個人の力量次第となっていた。

その点は、障害児に関わる家庭・教育・福祉の関係者が集まる「サービス担当者会議」を積極的に開催することで、サービス事業所と学校がそれぞれの場所での児童の様子や目標を共有し、児童の支援計画に反映させることで改善ができる。その際に学校と福祉との間で使用する依頼文などについて統一様式を定め、双方が組織内で理解し、システム化することで子どもの支援のための連携体制の強化を実施した。併せてシステムの定着を目指し、関係機関への継続的な周知を実施することとなった。

周知及び依頼実績：教育施策連絡会にて各学校園に通知。私立幼稚園協会を含め、東大阪市私立保育園会・公立保育園長会へサービス調整会議の開催について協力要請。相談支援ネットワークを通じ、障害児通所支援事業所、計画相談事業所へも実施。特別支援教育コーディネーターへの研修にて福祉サービスの説明。福祉部と教育委員会との恒常的な連携体制の構築の為、定期的な会議の実現。

※これらの活動を基に6月23日の会議を以て、終了となった。

課題について

1. 依頼文の修正を6月23日に行い、依頼文のほかに開催通知を新たに用意し、状況に応じて利用して頂くこととなった。今後の周知と定着が課題。
2. 学校教育の現場において、定期的な福祉サービス等に関する研修会等を今後開催し、福祉関係者と教育現場の先生方との関係作りが必要。これについては、6月23日に教育委員会へ提案を行った。

協議会 (全体会) の場で委員に聞きたい内容

東大阪市自立支援協議会 活動報告書

部会等名称【 専門会議 ③ 】

報告者（ 障害施策推進課 ）

参画機関・開催時期等

R5.2.27

障害施策推進課（進行役）

基幹相談・委託相談・障害施策推進課・事業所連絡会・当事者中心の会・手をつなぐ育成会・他

今年度の取組計画・目標等

テーマ「東大阪市重度身体障害者住宅改造助成制度の対象拡充について」

中核市移行時に大阪府から移管した事業であるが、本市では重度の身体障害の方に限定して事業を実施してきた。大阪府や近隣市では、知的障害者も対象となっていること、重度の知的障害がある方が地域で生活する上で、制度を利用できないことが課題として挙げられ、事業の見直しを決定。制度拡充に向けた検討を目的として専門会議を実施した。

課題について

対象者：療育手帳 A 所持者に限定せず、強度行動障害等も含めるべき。手帳の等級に加えて障害支援区分で対象者と認定すべきか。難病患者も追加できないか。

対象施設：グループホームでも利用できないか。知的障害者の方に必要となる具体的な改造箇所は？それらを漏れなく要綱等で定義可能か？

助成額：生涯一度だけの利用となっている。知的障害の方は発達段階での変化もあるため、必要に応じて再度の申請が認められないか。

助成事業であり、全てにおいて財政協議が必要。

※まずは令和5年度中に対象を重度の知的障害者まで拡大し、実施予定。

協議会（全体会）の場で委員に聞きたい内容

東大阪市自立支援協議会 活動報告書

部会等名称【 専門会議④ 就労 】

報告者（ 障害施策推進課 ）

参画機関・開催予定等

障害施策推進課（進行役）

基幹相談、委託相談、障害施策推進課、障害児者支援センター レピラ、障害者就業・生活支援センター J—WAT、学校教育推進室、教育センター、支援学校進路担当、就労移行・就労継続 A 型・B 型事業所、労働雇用政策室、ハローワーク 1/20、6/23 実施

今年度の取組計画・目標等

就労に関する部会は、平成 28 年度に休会となった。この間、具体的な課題の抽出も行われていなかったが、ネットワーク会議等を通じて、支援機関等からは色々な課題を指摘するあり、拡大事務局会議として一度それを整理することとなった。そして、今後就労の専門会議を立ち上げ、主に相談機関や当事者から上がってくる個別事例のうち、地域に共通する問題について、地域課題として設定をし、既存の制度の枠内で関係機関が連携して取り組むことで解決を目指すもの。解決策を出す以外にも、情報収集、共有、施策の提案を行う予定。なお、今後 J—WAT の下出氏を中心に、障害者の就労に関する調査を進めていくこととなった。

課題について

障害者の就労の現場等から挙げた課題は次のようなもの。

- ・一般就労できそうだが、就労継続支援等に流れている方がいる
- ・放課後デイサービスからつながる就労継続支援 B 型や、生活介護を安易に選択する傾向が顕著
- ・親もいきなり就職より様々な経験をさせたい考えを持つ方が実は多い
- ・大阪市の近隣市は、軒並み就労移行事業所が減少しており、東大阪市では特に減少している
- ・就労継続支援 B 型の利用者の多くは、一般就労を目指していない
- ・グループホームの従業者も親同様、一般就労を促さず、STOP をかける傾向がある
- ・そもそも障害者雇用に関する啓発、認知度不足が問題
- ・就労継続支援 A 型から一般就労へ繋ぐ関係機関の連携が出来ていない
- ・計画相談の利用率が非常に低く、本人の能力について適切なアセスメントが行われていない
- ・就職活動でつまづき、発達障害に気づく方が増えている。障害サービスへの繋ぎを考える必要有り

協議会（全体会）の場で委員に聞きたい内容

・障害者の就労に関し、「安易な就労継続支援 B 型、生活介護、生涯就労継続支援 A 型を選択する流れを STOP させるための仕組み創り」についてお知恵をお借りしたい。そのためには、本人・親だけでなく、関係機関全ての方への効果的な意識改革が必要と考えています。

東大阪市自立支援協議会 活動報告書

部会等名称【地域生活移行プロジェクト会議】

報告者（ 西野 貴善 ）

参画機関・開催予定等

■プロジェクトの構成

- ・地域生活移行プロジェクト会議（2023年度は、年3回開催予定6月1日・10月5日・2月8日）
- ・支援検討会…CYさんの地域での自立生活の実現に向けて

■参画機関

座長：同志社大学 鈴木良先生

参加者：障害者支援室（施策推進課）各福祉事務所 相談支援事業所（基幹・委託・指定特定）施設連絡会 事業所連絡会（日中・GH・短期入所）入所施設（砂川厚生福祉センター）参加希望事業所 事務局（創思苑）

今年度の取組計画・目標等

■取り組みについて

- ・CYさんは、2022年6月より社会福祉法人創思苑にて体験をはじめ、現在8回の地域生活体験を行った。
- ・支援検討会を実施し、CYさんの支援の在り方や次の体験に向けた課題整理を行った。
- ・プロジェクト会議や支援検討会では、CYさんの体験時の様子を映像を用いて共有し、支援の在り方や、地域での自立生活を実現するためにどのような制度を利用するのかの検討を行ってきた。
- ・現在、4回目までの体験とプロジェクト会議での取り組みをまとめた映像を制作した。
- ・CYさんの体験時の状況や障害特性を踏まえ、1対1の支援環境がCYさんにとって安心した地域生活を実現できることが明らかになってきた。その為、重度訪問介護を利用した地域生活移行を進めている。
- ・CYさんの地域移行はまだ実現していない。引き続きプロジェクトを継続し、東大阪市における障害の重い人や強度行動障害のある人の社会資源や連携の仕組みを明らかにする。
- ・住居に関しては、大阪府立砂川厚生福祉センター利用者地域移行支援事業費補助金事業を活用し必要な防音などの住宅改修を行った。

課題について

- ・CYさんの重度訪問介護を利用した地域生活移行の実現
- ・CYさんの地域生活移行後の定着支援とバックアップ機能について
- ・市内で支援をしている福祉サービス事業所や行政機関などが関わり、CYさんの地域での自立生活支援ネットワークの構築
- ・CYさんの地域生活移行支援を通して、障害の重い人の地域での自立生活のために求められる生活/日中活動支援・住宅環境・地域社会などの社会資源、連携の仕組みや支援プロセスを明らかにする。

協議会（全体会）の場で委員に聞きたい内容

- ・グループホームや、1人暮らしといった多様な地域での自立生活の選択肢を広げていきたい。
- ・障害の重い人や強度行動障害と言われる人は、まだまだ自立生活が困難だと思われる。一人一人にあった自立生活が実現できるよう活動したい。